

「第4次高齢者健康福祉計画を策定しました」

# 「高齢者の誰もが心豊かに安心して暮らすことのできるまち」をめざして



通地区ころばん塾受講者の皆さん

市では介護保険制度や高齢者に関する保健福祉事業の円滑な実施に関する総合的な計画として「高齢者健康福祉計画」を策定しています。

この計画は、3年ごとに見直し、今後の取り組みべき課題を明らかにし、目標を定めるもので、第4次の計画期間は平成21年度から平成23年度までの3年間です。平成21年3月末現在、長門市の高齢化率は、33・2%、3人にひとりには65歳以上の方です。これからさらに高齢化の進行が予想される中、高齢者の皆さんが個人として尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、4つのテーマを定め取り組みを行っていきます。

## (1) いきいきと活動的に暮らすため

高齢者が、介護が必要となることを防ぎ、健康でいきいきとした生活が送れるよう、様々な介護予防対策を充実します。

### 「主な取り組み」

- ① 高齢者福祉の推進
- ・ 介護予防普及啓発のための出前講座や介護予防講座の開催
- ・ 介護予防対象者等へのケアマネジメントの実施

## (2) 一人ひとりが生きがいを持ち生活するために

高齢になっても豊かな経験や知識を生かした力を発揮して、地域での高齢者の活動場所を充実していきます。

- ・ 認知症に対する正しい理解を促進するための普及啓発や本人、介護家族への支援の充実
- ② 老人福祉事業の推進
- ・ 地域の実情に合った在宅サービス（介護保険制度外）の提供
- ・ 長寿を祝う敬老事業の継続実施

### 「主な取り組み」

- ① 学習・趣味・スポーツ活動の推進
- ・ 高齢者のスポーツ大会、趣味講座、各種学習活動、高齢者の生きがいと健康づくりを推進する老人クラブ連合会の活動等の支援
- ② 社会参加の促進
- ・ 地域活動への参加については関係団体、機関等と連携をとり、高齢者の自主的な活動を支援

## (3) お互いが支えあい、安心して生活できるために

誰もが支援を必要とするような状況になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域での見守り体制の強化、また、介護が必要になってもそれ以上悪化しないように、様々なサービスを活用し、その人らしく暮らし続けることができるよう、高齢者の自立を支援するためのサービス基盤を整備します。

### 「主な取り組み」

- ① 相談体制の充実
- ・ 介護に関するだけでなく、様々の相談・支援を行う総合窓口としての地域包括支援センターの周知と充実を図る
- ・ 高齢者が困ったとき孤立することが

ないよう民生委員や身近な相談者の確保

- ・ 「認知症高齢者の家族の会」等の組織活動を支援し、相談体制の整備
- ② 高齢者の安全・安心の確保
- ・ 地域見守り体制整備の充実
- ・ 地域ケアネットワーク体制の整備
- ③ サービス基盤の整備
- ・ 介護老人施設等のサービス基盤の整備
- ・ 日常生活圏域における地域密着型サービスの基盤の整備
- ・ 保健・医療・福祉等の関係者間の連携を深め、総合的な支援の強化・促進に努める

## (4) 福祉の心があふれるまちにするために

判断能力が十分でない高齢者に対し、成年後見制度や権利擁護事業を推進します。

### 「主な取り組み」

- ① 認知症高齢者等の権利擁護の推進
- ・ 高齢者の権利擁護の推進
- ・ 高齢者の虐待防止

### ■ 問い合わせ

高齢障害課介護保険係  
TEL 23・1158

## 地域密着型サービス事業者を公募します

市では、平成22年度に地域密着型サービス事業を開設する事業者（指定予定事業者）を募集します。

応募のあった事業者の中から、指定予定事業者を選定することになりますので、事業を開設する事業者は、応募資格等を確認して事前協議申出書および開設提案書に関係書類を添えて提出してください。

### ■ 公募するサービスの種類

（予防介護を含みます）

サービス区分	設置数	日常生活圏域
認知症対応型 共同生活介護	1	日置地区
小規模多機能型 居宅介護	1	市内全域
夜間対応型 訪問介護	1	市内全域

※応募の状況により、各サービスの設置数、生活圏域を変更する場合があります。

### ■ 応募資格

- ① 法人であること
- ② 整備事業の運営を直接行う事業者であること
- ③ 事業を実施する土地建物が確保されている、又はその見込みがあること

④ 原則、平成23年3月までに整備が完了し、サービスの提供が見込めること

⑤ 介護保険法第78条の2第4項各号、第115条の12第2項各号のいずれの規定にも該当しないこと

■ 応募方法 事前相談をしたうえで、事前協議申出書および開設提案書等を提出してください（申出書等様式、公募の概要については事前相談の際に配付します）。

### ■ 選定方法

- ① 提出された申出書類により、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に照らし審査を行います
- ② 審査を通った事業者について「長門市地域密着型サービス運営委員会」の意見を聴取して、市長が指定予定事業者として選定します。

※この公募は、指定予定事業者を選定するものです。サービス事業者として指定するものではありません。本申請は別途必要となります。

■ 応募期限 8/31(月)

■ 応募・問い合わせ 高齢障害課介護保険係  
TEL 23・1158